旭川市アスベスト対策事業 <除去等工事>

補助金交付申請の手続について

旭川市建築部建築指導課

1 補助事業について

(1)補助の対象

〈対象建築物〉

- ・露出して吹付けられたアスベスト等(石綿、岩綿に限る)が施工されている非木造の建築物で、延べ 面積が500㎡を超えるもの、又は次の用途が含まれる延べ面積が300㎡以上のものであること。
 - ア 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場
 - イ ホテル又は旅館
 - ウ 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、 遊技場

公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗(床面積が10㎡以内のものを除く。) ※アスベスト等とは、石綿若しくは石綿を0.1%超えて含有するもの。

〈対象者〉

- ・対象建築物の所有者、管理者又は占有者
- ・共同住宅等の団体(管理組合)の代表者

(2)補助金の額

- ・除去等工事に要した費用の3分の2以内の額。ただし、屋外については1,000万円、屋内については120万円を上限とする。
 - ※千円未満の端数は切捨てとし、消費税及び地方消費税相当分は除く。
 - ※申請時点の予算残額によっては、申請された補助金の額に満たない交付額となる場合があります。

(3) 除去等工事の実施方法

- ・施工計画の策定を一般建築物石綿含有建材調査者等が行い、当該計画に基づく現場体制に基づき除 去等工事を実施してください。
- ・大気汚染防止法及び石綿障害予防規則の規定に基づいた方法により次のいずれかに該当する工事施工者が実施するものとする。
 - ア 一般財団法人日本建築センターが審査証明を行った「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」を有する者又はこれと同等と市長が認める者
 - イ 「石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」(建設業労働災害防止協会)及び「改訂版既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説 2018」(日本建築センター)に従って施工することができる者

2 事業の補助申請について

(1) 交付申請

〈受付期間〉

・<u>令和7年4月21日(月)から同年5月23日(金)</u>までで、募集は概ね1件とし、抽選で交付決定をさせていただきます。なお、予算額に達しない場合は<u>令和7年9月22日(月)</u>まで延長して募集を行い、先着順で交付決定いたします。

〈提出書類〉

- ·補助金交付申請書(別記第1号様式)
- ・建築物の位置図(付近見取図)及び配置図
- ・建築物の吹付けられた吹付け建材の箇所が確認できる平面図
- ・建築物に吹付けられた吹付け建材の現況写真

- ・建築物の登記事項証明書(最新の内容かつ発行から3か月以内のもの)
- ・施行者及び所有者(複数である場合は補助を受けようとする全ての所有者)の市税の納税証明書 (完納証明書)
- ・施行者が管理者等の場合には、建築物の所有者から同意が得られたことを証する書類
- ・施行者が共同住宅等の団体の代表者である場合には、その旨を証する書面の写し及び総会等の同意 が得られたことを証する書類
- ・除去等工事に係る事業費の見積書
- ・施工計画書(工程表を含む)
- ・分析結果報告書の写し
- ・施工計画策定者が一般建築物石綿含有建材調査者等であることを証明する書類

(2) 着手届

〈提出時期〉

・交付決定を受けた後、速やかに工事施工者と契約を行い、30日以内に提出してください。

〈提出書類〉

- ·着手届(別記第4号様式)
- ・工事施工者等との契約書の写し

(3) 完了実績報告

〈提出時期〉

・除却等工事が完了後、提出してください。

〈提出書類〉

- ·完了実績報告書(別記第8号様式)
- ・事業の工程写真、着工前及び完了状況を撮影した写真
- ・産業廃棄物の処理に伴うマニュフェストの写し
- ・石綿障害予防規則第5条の規定に基づく届出書の写し又は労働安全衛生法第88条第3項の規定に 基づく届出の写し
- ・大気汚染防止法第18条の17の規定に基づく届出書の写し
- ・除去等工事のアスベスト粉じん濃度の測定結果を記載した書面
- ・領収書の写し

(4)補助金の請求

〈提出時期〉

・完了実績報告提出後、完了審査し、補助金の額の確定通知書を発行・送付しますので、お手元に届 きましたら、請求書を提出してください。

〈提出書類〉

·請求書(別記第10号様式)

3 補助申請の変更・取りやめについて

(1) 申請事項の変更

・補助申請の内容を変更する場合は、手続が必要となります。変更が分かった段階で、必ず連絡してください。

〈提出書類〉

- ・変更申請書(別記第5号様式)又は取りやめ届(別記第7号様式)
- ・事業の変更の事項に関する書類
- ・事業費が変更になる場合においては、変更後の事業費の見積書

(2) 申請の取りやめ

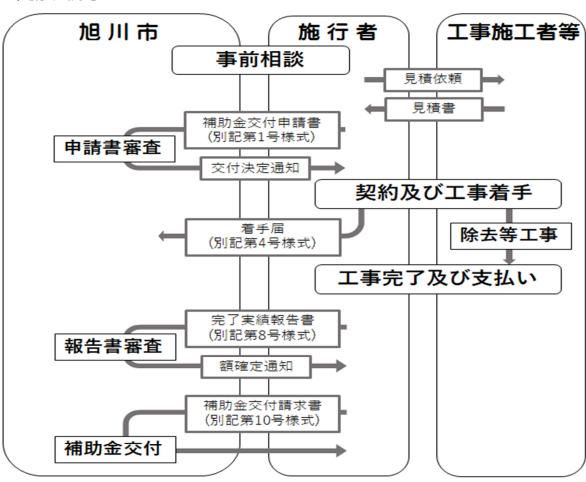
〈提出書類〉

・取りやめ届(別記第7号様式)

4 補助申請に係る注意点について

- ・**補助金交付決定**を受ける前に除去等工事を着手(契約)することはできません。実施してしまうと**補助 対象外**となります。
- ・補助金交付決定通知書の交付額は、見積額により算定されますので、実際の交付額ではありません。完 了実績報告書提出時に添付する領収書(実際に支払った額)を基に補助金交付額が確定します。
- ・虚偽及び不正な事項を含む申請又は旭川市アスベスト対策事業補助金交付要綱に係る規定に反すること が判明した場合には、補助金交付決定の取り消し又は、補助金の返還等をしていただくことになります。

5 申請手続きのフロー



お問い合わせ・ご相談は

旭川市建築部建築指導課

〒070-8525 旭川市7条通10丁目 第二庁舎3階

電話 0166-25-8597 (直通) E-mail kenchikusidou@city.asahikawa.lg.jp ※詳細は旭川市ホームページをご確認ください

https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/522/53901/5439008/d058598.html (ホーム>MENU>事業者向け>都市計画・建設・空港>住宅・建築>建築物の防災指導>旭川市アスベスト対策事業補助金)